

令和5年度 栃木県立文書館

常設展の御案内

2023.6 ~ 2024.6

文書館常設展では3つのコーナーを設け、それぞれのテーマに関する史料を紹介しております。

限られた点数ではありますが、多様な史料の語りかける世界をどうぞお楽しみください。



○ もんじょ君

テーマ1 近代栃木の電力事情

主な展示史料

塩原電車軌道路線図(パネル)
家庭電熱の葉 ほか

近代の栃木県における電力会社の設立・合併に関する文書や電力の利用・普及啓発に関する文書を紹介します。

テーマ2 栃木県下の自由民権運動

主な展示史料

止宿人名簿
大熊及海坊主退治 ほか

栃木県において自由民権運動が本格化した明治10年代に焦点を当て、運動に参加した人々や運動を支えた人々について、当館収蔵史料から紹介します。

テーマ3 江戸時代—文書の時代へ—

主な展示史料

婚礼献立、起請文
通行手形・鑑札 ほか

江戸時代は統治機構が整備され、商業の発展に伴って、多種多様な文書が作成された時代です。その中で村の文書を中心に展示しています。

- 展示期間 令和5（2023）年6月19日（月）から約1年間
※土、日、祝日、年末年始休館日を除く
- 開館時間 午前9時から午後5時
- 会場 県庁南館2階 栃木県立文書館展示室（宇都宮市塙田1-1-20）
- その他 入館料無料。
史料保存のため、一部展示替えをする場合があります。

各テーマの代表的な展示史料

常設展示の各テーマごとに、代表的な展示史料を紹介します。

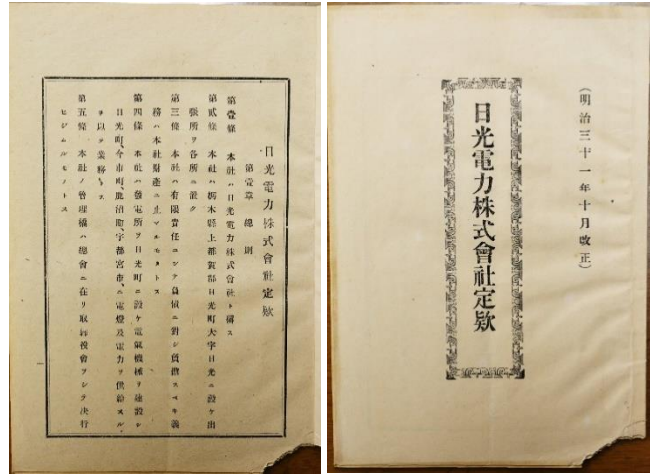
1 近代栃木の電力事情

日光電力株式会社定款

明治 31 年 (1898)

当館寄贈 横尾健一家文書No.875

日光電力株式会社は、明治 26 年、向河原(現日光市)に水力発電所を建設しました。この発電所は、日光町の他、今市町・鹿沼町・宇都宮市への電力供給を目的としていました。明治 41 年には宇都宮電燈株式会社との合併により、下野電力株式会社となります。

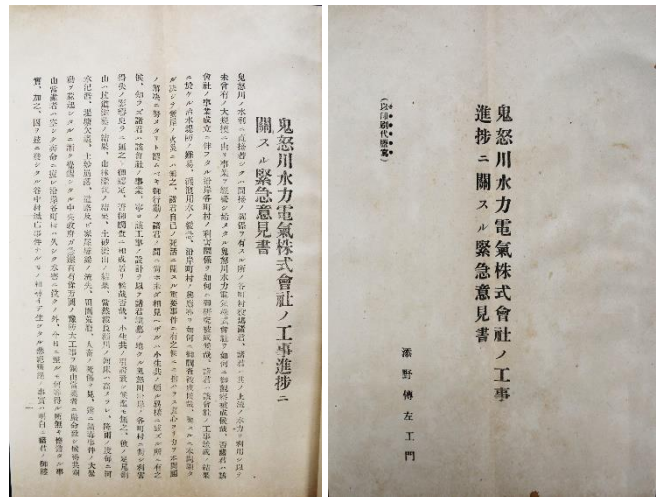


鬼怒電工事の進捗状況に関する緊急意見書

明治 44 年 (1911) 9 月 12 日

当館寄贈 中田高音家文書No.イ 2092

鬼怒川水力電気株式会社は東京への送電を目的として、明治 44 年 2 月から鬼怒川上流にダムや発電所の建設を開始しました。しかし、治水や灌漑への不安から、大規模な反対運動が起こりました。本史料では、足尾銅山鉍毒事件などを例に挙げ、十分な対策と説明がされるまで、工事の中断を求めています。



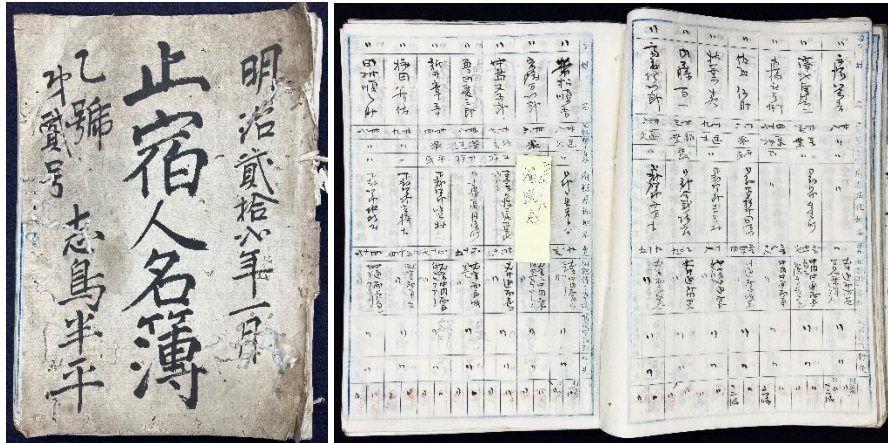
家庭電熱の葉

大正 15 年 (1926) 4 月

当館寄託 小川大平家文書No.ロ 17143

大規模水力発電により、余剰電力が増えると家庭の電気利用も進められます。大正 12 年に設立された家庭電気普及会は、電気の利用による生活改善を目指して、電気知識の普及を図りました。炊飯器やアイロンなど、様々な電化製品が生産されるようになり、それらを「家庭に奨める電化製品」として紹介しています。

2 栃木県下の自由民権運動



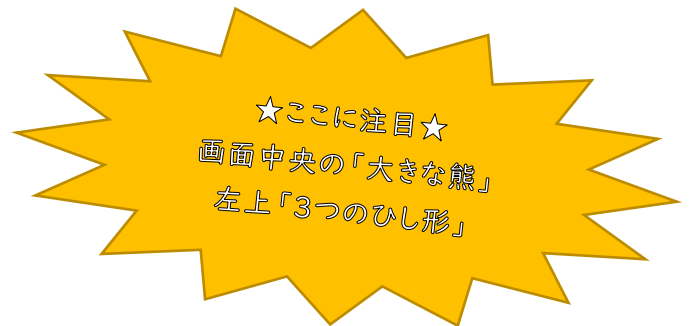
かな半旅館 止宿人名簿

明治22年(1889)1月

当館寄託 かな半旅館(志鳥正樹家)文書No.135

明治10年代になると、かつての村役人や資産家、名望家は地域の代表者として政治に参加するようになり、栃木県でも自由民権運動が本格化しました。

県庁のあった栃木町には全国から民権運動家が集まり、彼らの活動拠点となっていました。民権運動家の会合の持たれた寺社近くの「かな半旅館」には、多くの民権運動家たちが利用した記録が残されています。



☆ [錦絵] 大熊及海坊主退治

明治16年(1883)

栃木県立博物館所蔵

かつせんば

明治16年、下都賀郡合戦場村(現栃木市)において、自由党員による運動会が行われました。集会に対する政府の抑圧が厳しくなっている中、自由党は運動会と称して人を集め、大隈重信と三菱の関係を批難しました。

☆当資料の現物展示は、史料保存のため、7月31日(月曜)から9月1日(金曜)までの期間限定で行います。

3 江戸時代—文書の時代へ—

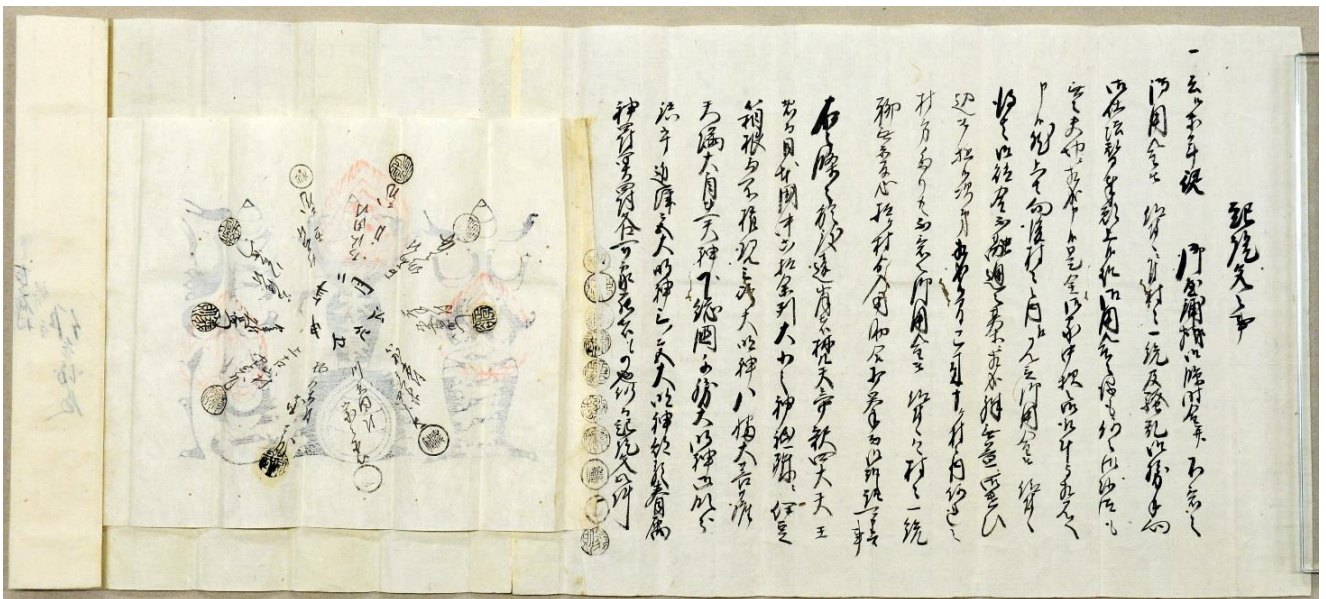


婚礼献立

安政元年（1854）12月

当館寄託 綱川文太家文書No.イ 464

給部村（現芳賀町）名主・綱川家の婚礼料理を示したものです。容器の名称や料理の形態、吸物などに入っていた具の中身が記されているほか、「鯛さしみ」「はも蒲焼」など海の幸も食べられていたことがわかります。



10か村起請文

弘化5年（1848）2月

当館寄託 関一恵家文書No.6372

現在の栃木市・下野市内10か村が、領主である旗本横山氏へ御用金納入を拒否し続けていくことを神仏に誓約し、約束を破った場合は罰を受けることを誓った文書です。村の代表者が「傘連判」で署名しており、その料紙には牛玉宝印という特殊な護符が使用されています。